要請内容

(1)雇用・就労対策の充実・強化について (★)

将来の労働力人口不足や女性の活躍促進など、雇用環境をめぐる課題は多くあることから、緊急的な対策時以外でも「大阪雇用対策会議」を開催すること。働き方改革の指針ともなる「あるべき大阪の労働モデル」などについて、実務者レベルから協議をスタートさせるなど、行労使関係団体が一体となって取り組むこと。

(2) 地域での就労支援事業強化 について

就職困難層に対する地域就

労支援事業について、市町村の 事業実績をもとに、「大阪府・ 市町村就労支援事業推進協議 会」に設置された部会で、好事 例を参考に事業の強化をはか ること。さらに、各市町村での 事業への取り組み状況や実績 (利用件数、就職者数など)を 踏まえ、相談体制の充実など、 効果的な体制を構築すること。 また、各市町村と国、大阪府、 経済団体、労働団体などが連携 する「地域労働ネットワーク」 の機能を強化させ、各地域の実 情にあわせた雇用・就労対策を きめ細やかに行うこと。

回答内容

本市も参画する大阪雇用対策会議は、公労使8者で構成されており、 大阪版地域雇用戦略会議として、オール大阪での連携の下、雇用失業 情勢の改善に取り組んでおります。

これまで、「緊急雇用対策プラン」の策定、大阪府との連携による「大阪における雇用実態把握調査」、構成機関の緊密な連携・協力による各種雇用対策事業の実施など、その時々の情勢や課題に対応したさまざまな取組みを実施してまいりました。

今後とも、各構成団体とも連携して雇用失業情勢の改善に向けて取り 組んでまいります。

【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】

本市ではこれまでから「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いた雇用・就労対策に取り組んでおり、地域就労支援事業における就労相談や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめとする様々な事業を行っています。

「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」へは、大阪市・北河内 地域ブロック部会に担当職員が参加し、府・市町村と連携し情報交換 を行っております。また、2016年度からは「しごと情報ひろば」に加 えて、地域就労支援事業においても職業紹介を行えるようにすること など事業の強化を図ることとしております。

さらに、2015年度から本市の全区役所に設置されております生活困 窮者自立支援相談窓口との緊密な連携により、各種情報交換・相談者 の案内・誘導を行うなど効果的な体制の構築を図っているところです

また、「地域労働ネットワーク」の機能強化に関しては、事務局を担当している大阪府総合労働事務所とも連絡を取り合いながら推進し、その機能の活用も含めて「就職に向けた支援が必要な人」を一人でも多く雇用・就労につなげるため、引き続ききめ細やかな雇用・就労対策を行ってまいりたいと考えております。

【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】

ホームレスの就業支援について、自立支援センターでは次のような 取り組みを行っています。

- ・宿所・食事を提供し、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業 安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行っています。
- ・就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行い、自立 支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するた

めの支援を行います。

【福祉局 生活福祉部 自立支援課】

大阪市では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者を対象として、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援することを目的に「若者自立支援事業コネクションズおおさか」を実施しています。

課題を抱えた若者に、必要な支援に関する情報を届け、個々の状況に応じた支援を行っていくため、地域の身近な就業支援や福祉の相談窓口をはじめとするさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、連携を図りながら、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。

【こども青少年局 企画部 青少年課】

大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、母子・父子福祉センター大阪市立愛光会館において、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。

また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週2回、ひとり親家庭サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。さらに、窓口開設日以外のニーズに対応するため、訪問相談を実施しております。月末には、ひとり親家庭サポーター会議を開催し、相談対応の事例等について情報交換を実施し、情報共有を図り、より効果的に支援できるよう努めております。

ひとり親家庭の自立を支援するため、公共職業安定所をはじめとした各種関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就業支援を推進してまいります。

【こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課】

(3) 基金事業の総括と独自事業 の展開について

これまで実施した基金事業 の総括をきめ細やかに行い、大 阪の雇用環境は改善傾向にあ るとはいえ、全国と比して依然 厳しい状況にあることから、何 らかの形で基金事業が継続さ 本市においては、2009年度より国の「緊急雇用創出基金事業」を活用し、雇用の創出・拡大に向け取り組み、一定の成果をあげてきましたが、基金事業につきましては、2015年度をもって終了することとなりました。

失業率や有効求人倍率は改善傾向を示していますが、大阪の2015年 7月~9月の完全失業率は、全国ワースト2位と高く、非正規雇用者数 が増加するなど、依然として厳しい状況があります。

こうした中、継続した雇用対策を推進するために、国の地域住民生

れるよう国に要望すること。また、「まち・ひと・しごと創生 推進会議」とも連携し、独自事業の展開とともに、積極的な予算措置を行うこと。 活等緊急支援のための交付金を活用し、2015年10月から「インターンシップ制度を活用した実践型就職支援事業」や「マッチングによる若者就職支援事業」など安定就職に向けた事業に取り組んでいるところです。

今後とも、地方創生関係交付金を活用した事業実施を目指すとともに、他都市とも連携し、国に対して「正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進」のための効果的な交付金制度の創設を求めてまいります。

【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】

<u>(4)工業高校などの整備につい</u> <u>て</u>

ものづくりの技術を学ぶ高 等学校(大阪市立各工業高校、 堺市立堺高校)に対して、設備 の更新・充実や最新機器の導入 など、最優先に行い、工業技術 者として社会に貢献できる人 材育成を行うこと。 産業教育に必要な設備につきましては、関係部署や学校と連携し、 学習指導要領及び台帳基準等に基づき、必要な設備を整備してまいり たいと考えております。

【教育委員会 事務局 総務部 施設設備課】 【教育委員会 事務局 指導部 高等学校教育担当】

(5) 生活困窮者自立支援の充 実・強化について (★)

生活困窮者自立支援法が 2015 年 4 月に施行されたこと に伴い、「生活困窮者自立支援 制度」の相談事業について、各 区での件数等相談状況や相談 事例に応じた対応内容等の検 証結果を明らかにすること。ま た、法の趣旨に基づき、生活困 窮者個々人の事情や状況にあ わせて、包括的・継続的に支え ていく伴走型の個別的な支援 を、有効に機能させること。と くに就労支援や生活支援(福 祉・家庭環境など) に関係する 部署が連携し、各支援員を適正 に配置するなど生活困窮者自 立支援事業の体制を強化する こと。

さらに、中間的就労事業者の

本市では、生活保護に至る前にある段階の生活困窮者への自立支援 策の強化を図ることを目的として、相談支援窓口を各区役所に設置 し、対象者の自立までを包括的・継続的に支援しております。

支援にあたっては、生活困窮者を早期に把握し、個々の状況に応じて、他施策・他機関等の相談窓口へつなぐとともに、地域のネットワーク、関係機関等と連携し、対象者が抱える課題が複雑化・困難化する前に自立できるよう、各種事業を実施しております。

2015年12月末時点における実績は、新規相談件数5440件の相談を受付け、スクリーニング実施件数は5017件。うち約2割の1026件を自立相談支援機関で継続支援しております。

継続支援を行ったケースのうち497件が就労を開始したのをはじめ、109件が増収したほか、自立意欲の向上・改善、対人・家族関係の向上等、就労及び社会生活支援において大きな成果が認められております。なお、事業利用者アンケートを集計した結果、回答者の9割が満足しており、多くの感謝の言葉をいただいております。

中間的就労事業者の新規開拓については、事業周知及び啓発活動を 実施し、就労訓練事業所の参入促進等に取組んでおります。なお、優 先発注に関しては現在実施方法等について検討を進めております。

【福祉局 生活福祉部 自立支援課】

参入促進や新規開拓を図ると ともに、事業所支援(補助金・ 優先発注など)を強化するこ と。

(6)メンタルヘルスやハラスメ ントの相談機能強化と法違反 企業対策について

最近の労働相談では、「職場のいじめ・嫌がらせ」に関するハラスメント相談が近年急増している。また、職場におけるメンタルへルスの問題も増加していることから、予防対策や早期発見による適切な指導をなどが行えるよう、専門的知識を有したカウンセラーなどともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。

さらに、長時間労働の強要や 強制的残業代のカットなどの 法違反を行う悪質な企業が社 会問題となっていることから、 相談を通じてそのような疑い があれば、労働基準監督署とも 連携し、適切な施策を講じるこ と。

(7)仕事と生活の調和推進にむ けて

①女性の就業支援について(★)

女性の雇用状況で、とくに大阪は、出産・子育て期に低下するM字カーブの谷が全国平均より深いが、一方で女性全体の就業希望者は全国平均より高くなっている。そこで、次年度

国では、悪質な企業に対する対応策として、全国的な電話相談や事業所への立ち入り調査等を行うなど、取組みの強化を図っています。また、2015年9月に可決された「青少年の雇用の促進等に関する法律」においては、適職選択のための取組み促進として、「①新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、職場情報について幅広い情報提供を努力義務化するとともに、応募者からの求めがあった場合は、(ア)募集・採用に関する状況、(イ)労働時間等に関する状況、(ウ)職業能力の開発・向上に関する状況についてそれぞれ1つ以上の情報提供が義務化。②ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者については、新卒者の求人申込を受理しないことができる。③青少年に係る雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設ける」などの法的整備が行われました。

本市といたしましても、引き続き関係先と連携を強化し、「しごと情報ひろば」における職業相談等を通じて適切な助言や情報提供等に努めてまいります。

また、国及び大阪府等との連携を図りつつ、安心して働ける職場環境を確保するため労働関係法令の遵守や労働安全衛生活動の周知などの取組みを進めてまいります。

【市民局 ダイバーシティ推進室 雇用・勤労施策課】

少子高齢化が一段と進行し超高齢社会を迎えている中、労働力人口 が減少し、現役世代の負担はさらに大きくなっており、女性労働者の 必要性があるにもかかわらず、結婚や出産を機に離職する女性が多 く、女性の登用が進んでいる企業はまだまだ少ないという状況です。

現役世代の活力の底上げと、経済活性化につなげるためにも、社会や職場の意識を変え、女性の活躍の場を広げるとともに、女性がその能力を十分に発揮し、活躍し続けられる環境整備に取り組むことが求められています。

そのため、意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり、仕事と 生活の両立 (ワーク・ライフ・バランス) 支援、男性の育児や家事・地 から実施予定の「女性の活躍推進法」を見据えるとともに、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言」登録事業者を増やす取り組みを強化し、大阪労働局と連携して次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん(特例認定制度)」の周知・啓発に努め、子育てサポート企業認定の取得促進をはかること。

域活動への参画支援を積極的に推進する企業等を、市が一定の基準に 則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組みが 広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証 事業を2014年10月より実施しています。

国において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されたことにより、企業に対し一般事業主行動計画の策定等、新たな取組みが求められるとともに、女性の活躍に関する気運の醸成が図られる好機でもあるため、すでに施行されている次世代育成支援対策推進法の内容とも併せ、上述の「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業による取組みとが相乗効果となるよう、大阪労働局と連携し広報等により、普及を図って参ります。

また、大阪府の「男女いきいき・元気宣言」登録事業者に対し、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証申請を勧奨するとともに、大阪市の勧奨企業等にも、大阪府の制度への登録を勧奨するなど、従来から府市が協力しており、今後とも効果的な実施に向け努めて参ります。

【市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課】

<新規>

②父子手帳の発行について

男性の育児休暇取得率向上など積極的な育児参加を促すとともに、育児休業給付金など各種制度を周知する目的から、「父子手帳」を発行して配布し、男性が仕事も家庭も大切にする意識の醸成および向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス社会実現の一助とすること。

働く女性の継続就労や出産や育児などでいったん離職した女性の 仕事復帰のためには、男性自身も自らの働き方を見直し、互いの責任 を分かち合いながら家事、育児等を担うなど、男性の理解と協力が不 可欠です。

大阪市では、2006年度から2015年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画」の後半期(2011年度~2015年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)、「男女共同参画の実現に向けた男性の意識改革と積極的支援」等を掲げており、これまで、啓発冊子、リーフレット、啓発パネル等の啓発資料等を作成するとともに、男女共同参画情報誌「クレオ」やホームページなどでの情報発信や男女共同参画センターにおけるセミナー提供などを行ってまいりました。

また、男性が気軽に家事、育児等についての自身の行動や考え方を 診断できるイクメン・カジダン・イクボス(※)度チェックシートを 作成するとともに、チェックシートに対する企業の管理職や従業員の 回答内容等もふまえ、男性の家庭への参画や仕事と生活の両立につい て考えるフォーラムも2016年3月に実施する予定です。

今後もさまざまな機会を捉えて、取組みを進めてまいります。 ※イクメン (=育メン)・・・イケメンが変化したもので、育児を積極 的に率先して行う男性、育児を楽しんで行う男性を意味する。 ※カジダン (=家事ダン)・・・・家事を楽しみ、積極的に取り組む男性 を意味する。 ※イクボス (=育ボス)・・・・従業員や部下の育児参加、特にイクメンに理解のある経営者や上司 (=ボス)を意味する。

【市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課】

本市としましても妊娠期からの父親の育児参加や、子育てに関する 各種制度の周知については、将来の社会を築く子どもを心身ともに健 やかに産み育てる家庭環境づくりのためにも重要であると考えてお ります。

今回、ご要望にありました父子手帳につきましては、本市では配付

しておりませんが、母子健康手帳にも育児休業給付金やパパ・ママ育休プラスなどの各種制度や父親の役割についての情報を掲載しております。また、母子健康手帳配付時お渡ししている副読本において、"夫婦で迎える出産"として、その内容を掲載しております。また、初めて父親になられる方に対して、沐浴や子どもの抱き方等の実習を盛り込んだ『プレパパ・ママの育児セミナー』を行い、妊産婦や乳幼児についての知識及び育児の参加方法や父親の役割について学んでいだき、積極的に育児に参加していただくための機会を設けております。

今後も、国の動向等を踏まえながら、より一層事業内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

【こども青少年局 管理課 母子保健グループ】

2.経済・産業・中小企業施策(1)外国人家事支援人材の受け入れについて (★)

特区制度を活用した外国人 家事支援人材の受け入れについて、国家戦略特区法改正法案が可決された。しかし「家事支援活動」の具体的内容などの事項の多くが、政令委任事項の多くが、政令委任事でのため、措置の詳細が不明であり、受入れ可能な年限(外国人の権利保護・救済のための関与のあり方、さらには単純労働分野での外国人が関与のあり方、さらには単純労働分野での外国人が関連があるものとなっている。

外国人家事支援人材の受入は、国家戦略特区の取組の一つとして、 女性はもとより、家事の負担を抱える方々の家事支援ニーズへの対 応、中長期的な経済成長の観点から、家事支援サービスを提供する企 業に雇用される家事支援活動を行う外国人の入国・在留が可能(家事 支援活動は3年以上行うことができない。)となるものです。

事業の実施にあたっては、国において定められた法律、政令、指針等にもとづき、雇用面等の諸課題に十分注意しながら、守るべきものは守りつつ、一方で、改革すべきことは改革するという観点により、国、大阪府と共同で進めてまいります。

【経済戦略局 立地推進部 (特区担当)】

本件の実施に関しては、外国人 労働者保護の後退を招くこと のないよう行政のみならず、関 係団体とも十分に協議するこ と。

(2)総合評価入札制度の早期拡 充と公契約条例の制定につい て(★)

市町村において、総合評価入 札制度の導入が進んでいない 状況にある。早期に拡充できる よう、取り組みを強化するこ と。また公共サービスの質の確 保、地域経済の活性化、地域に おける適正な賃金水準の確保 により、住民福祉の増進に寄与 することを目的とした 公契約 条例ならびに公共サービス基 本条例の制定にむけ、関係事業 団体との研究会などの設置に ついて検討すること。 最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。

一方で、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、雇用の確保をはじめ環境への配慮など価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入することにより、政策課題の解決に寄与するとともに、ダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果をあげているところです。

また、より一層の施策の推進とダンピング受注の防止及び品質確保を図るため、2014年1月1日以降の契約分からは、その適用範囲をさらに拡充し、原則として予定価格1,500万円以上の庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約とする方針を定めています。

さらに、これまで、価格評価点と技術評価点・公共性評価点の比率を6:4 として取り扱ってきましたが、政策課題の解消により寄与し、ダンピング受注防止を促進するとともに、増加する評価項目に対して各項目の評価の密度を確保するため、2015年度から、技術評価点・公共性評価点の比率を高くし、5:5 として取扱うよう方針を変更して総合評価一般競争入札を実施しております。

今後とも、公契約に関する国の動向も注視しながら、適正な契約制度の確立に努めて参ります。

関係事業団体との研究会などの設置につきましては、「団体との協議等のもち方に関する指針」の協議等により対応します。

【契約管財局 契約部契約制度課】

(3)技術・技能人材の育成・継 <u>承</u>

中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくり産業の維持・強化と雇用の確保につながることから、地域・地場企業と連携し、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承を支援するための施策を実施・強化すること。その際には、MOBIO(ものづくりビジネ

本市では、大阪市立工業研究所において、技術相談や依頼試験分析、 受託研究などを通じて中小企業の技術的な諸課題の解決や新たな技 術・製品開発等の支援を行っております。

さらに、中小企業で働く優秀な技能者を表彰する「大阪市中小企業 技能功労者表彰」や、人材確保をめざす企業と工業高校の進路担当者 等との交流会も行うなど、中小企業の技術・技能の承継に繋がる様々 な施策を実施しております。

また、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、経営相談室(あきない・えーど)を設置し、中小企業が抱える各種経営課題のご相談に応じるほか、ものづくり企業における経営力の強化に焦点をあてたセミナーなどを開催し、中小企業ニーズに沿った支援施策を展開しております。

スセンター大阪) を積極的に活 用すること。

(4)中小・地場企業への融資制 度の拡充について

中小企業向け融資制度の実 績状況を勘案し、制度の見直し を含め、有効かつ実効性を高め る制度対策を講じること。また 制度を変更する場合は、当該の 中小企業に対し、変更内容を速 やかに周知すること。

(5)下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り適切な行政指導を行うととくに昨年は消費増税があた。とくに昨年は消費増税が予定される。2017年4月にも当費増税が予定されて以ることから、公正取引の確保に向けて関係行政機関と連携強化を図り、より一層厳しく行政指導を行うこと。

<u>(6) 非常時における事業継続計</u> 画 (BCP) について

業務継続計画(BCP)未策定の市町村は、早急に策定へ向けた取り組みを行うこと。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

【経済戦略局 産業振興部 地域産業課(工業担当)】

【経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当)】

本市では、2014年度より、府市で重複している制度融資については 大阪府に一元化し、市独自の制度融資として厳しい経営環境にある小 規模企業向けに「経営支援特別融資」を実施しております。

「経営支援特別融資」の実施にあたっては、中小企業者への貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。

また、本市の制度融資について制度内容等を変更する際には、本市ホームページ、制度融資取扱金融機関及び区役所などを通じて、速やかに周知しております。

【経済戦略局 産業振興部 企業支援課(金融担当)】

本市では、親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業 務量の拡大と下請取引の適正化のよびかけを定期的に行っておりま す。

また、大阪産業創造館の経営相談室(あきない・えーど)では、中小企業診断士等の相談員が常駐して、下請中小企業の相談に応じ、相談内容によっては、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家による専門相談(事前予約制)も行っております。

今後も、近畿経済産業局等の関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。

【経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当)】

本市の業務継続計画(BCP)について、策定に着手しているところではありますが、津波浸水想定区域の対応方針や災害時優先業務の選定等に時間を要しているところです。

2015年度中には一定の方針に基づき、案の策定に努めることとしています。

【危機管理室 危機管理課】

本市では、大阪産業創造館を通じて、中小企業に対する各種支援事業を実施しており、経営に関するセミナーや交流会、また社会ニーズやトレンドに関する情報発信を行っております。

その一環として、BCP 関連のセミナーを開催するほか、経営相談室

〈策定済の府内7市2町〉 堺市、豊中市、箕面市、四條畷 市、茨木市、藤井寺市、東大阪 市、豊能町、田尻町 〈今年度策定予定の7市〉 大阪市、河内長野市、吹田市、 枚方市、寝屋川市、和泉市、大 阪狭山市 (あきない・えーど) におきましても、BCP に詳しい専門家が相談に 応じており、今後も引き続き、こうした支援事業を通じて広く周知等 に努め、中小企業の取組みの促進につなげてまいります。

【経済戦略局 産業振興部 企業支援課(企業支援担当)】

(7)観光産業の強化と外国人観光客へのマナ─周知について

来阪外国人旅行者数が 2014 年には376万人となり、大阪観 光局が掲げた事業目標に対し て成果が上がっている。外国人 観光客を受け入れるための環 境をより充実させるべく、案内 所の増設および案内員の増員、 外国人向け府域 Wi-Fi の環境 整備、QR コードを活用した多 言語音声ガイドや多言語標記 (案内)の普及促進、また、最 近問題となっている外国人観 光客用の大型バス駐車場の増 設、外国人観光客が急病になっ た際の救急対策など、府や他の 市町村と連携して、国際都市大 阪に向けた施策を拡充するこ ے کے

また外国人観光客に対して、 日本の習慣などを広く周知し、 マナー向上のための啓発活動 を強化すること。 本市では、府市共通の戦略である「大阪の観光戦略」により、大阪 観光局において、海外からの集客力向上をめざした各種事業を展開し ており、来阪外国人旅行者数においては、2014年は事業目標320万人 に対し、376万人と多くの方に大阪を訪問いただき、2015年について も目標の380万人をはるかに上回り、700万人を超えることは確実となっております。

2015年度からビジターズインフォメーションセンター(観光案内所)の運営については、大阪観光局へ事業移管を行い、より民間との協働を深め、民間事業者が運営する案内所とともに、旅行者の利便性の向上に努めております。

大阪を訪問する外国人観光客の方へのインターネット接続環境の 提供サービスとしては、無料Wi-Fi環境の整備拡大を図っており、現 在、設置された無料Wi-Fiスポット「Osaka Free Wi-Fi」は、3,000箇 所を超えております。観光施設やイベントの情報を多言語で提供して いるホームページ「OSAKA-INFO」(6言語(日本語、英語、中国(繁体・ 簡体)、韓国語、タイ語)、合計4380万ページビュー(2015年4月~11 月))とともに、ご活用いただいており、FacebookやTwitterなどのSNS (6言語(上記と同じ)、合計31万アクセス数(2015年12月現在))と 合わせ、大阪の都市魅力を広く発信しております。

大阪府市主催事業である「大阪・光の饗宴2015」の実施において、QRコードを活用した多言語のパンフレット(デジタルブック)の案内を行っており、スマートフォン等を活用したサービスについて、検討・実施してまいります。

また、来阪された観光客の方がスムーズに目的地へ辿りつけるよう に市内に設置している観光案内板は多言語表記をしており、盤面の更 新についても定期的に行い、より最新の情報提供を行っています。

なお、「OSAKA-INFO」では、事故や災害、けがなど、緊急時に必要な情報を集約した外国人旅行者のための「緊急時お役立ちポータルサイト」を設けており、大阪府下の病院や警察などの緊急時の連絡先の案内や対応の注意情報などを多言語で掲載しております。

外国人旅行者のマナーなど文化・生活習慣の違いについての観光

客・受入側の相互の理解促進に向けた情報発信も行っております。

外国人旅行者の急増に伴い、観光バス乗降場の利便性向上については、特に多くの外国人観光客がにぎわいをみせるミナミエリアを中心に実施しており、日本橋の観光バス乗降スペースを2015年2月16日に2枠から5枠に拡大し、2015年4月から交通誘導警備員を配置して円滑かつ安全に観光バス及び観光客の整理・誘導を行っております。また、不足する観光バス駐車場対策については、2015年12月18日から浪速区幸町(9台分)及び2016年1月16日から大阪城公園(44台分)の観光バス駐車場の整備を行っております。

引き続き、大阪観光局による大阪の観光魅力の発信の強化や情報提供サービスの充実を図り、戦略的に観光集客を推進してまいります。

【経済戦略局 観光部 観光担当】

【経済戦略局 観光部 観光施策担当】

3. 福祉・医療・子育て支援施 策

(1)地域医療の拡充について ①不妊症・不育症の助成金制度 について

不妊治療は医療保険が適用 されず、高額の医療費がかかる ことから、「不妊に悩む方への 特定治療支援事業」助成制度の 拡充について、引き続き国や大 阪府に対して強く要望するこ と。また、助成制度の利用状況 を把握し、ホームページやチラ シだけでなく、メディアを利用 し、助成制度について広くアピ ールすること。加えて、流産や 死産を繰り返す不育症治療に ついて、医療保険適用外助成事 業を行っている自治体もある ことから、独自支援策を検討す ること。

本市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精などの医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を、国の基準に基づいて2004年度から実施しております。助成制度の拡充については、かねてより大阪府市長会を通じ、国・大阪府へ要望しているところです。また、2015年度補正予算より、初回助成15万円の上乗せ・男性不妊治療への助成についての予算措置が国でなされたことを受け、本市としても同様の助成拡充実施のため調整を図っているところです。

助成制度の周知については、各区保健福祉センター及び指定医療機関において制度についての周知ビラの配布や、本市ホームページなど広く住民に周知するとともに、本年度は、新たに区広報誌への掲載をおこなうことで周知徹底に努めています。

不育症治療につきましては、不育症で悩むご夫婦にとって経済的負担が大きな状況となっており、国において 2012 年 1 月からヘパリンカルシウム製剤の在宅自己注射について保険適用が開始されるなど、改善が図られています。また、不育症治療の有効性・安全性及び保険適用について、厚生労働省において研究がなされており、本市としましては、こういった状況を踏まえ、不育症についての国等の動向を踏まえ注視してまいりたいと考えております。

【こども青少年局 管理課 母子保健グループ】

<新規>

②予防医療の促進について

健康日本 21 (第 2 次) において、「健康寿命の延伸」が中心課題となっており、健康増

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されており、本市で算定した大阪市の健康寿命(2010年)は、男性76.12歳、女性81.86歳と、全国平均(男性78.17歳、女性83.16歳)に比べると男女ともに下回っています。

進・疾病予防が担う役割は極めて大きい。大阪府においても「健康寿命延伸プロジェクト事業」が今年度予算化されているが、日常生活に制限のない期間の平均が、男性44位、女性45位と全国平均よりも短い状況にある。健康寿命の延伸が図られるような予防医療について広く周知し、住民が積極的に関われるよう取り組みを強化すること。

上、介護が必要である方が全国に比べて多いことが考えられます。要 介護状態になる要因には脳血管疾患をはじめとする生活習慣病が深 く関わっており、また、生活習慣病の代表である、がん、心疾患、脳 血管疾患が市民の死亡原因の約6割を占めていることからも、生活習 慣病対策が重要であると考えています。

そこで、健康寿命の延伸に向けて、本市では、健康増進計画「すこやか大阪21 (第2次)」(2013~2017年度)のもと、各区において、生活習慣病の発症予防として食生活の改善や運動習慣の定着などを図るための各種健康講座や健康イベント、健康相談を実施しています。また、循環器疾患・糖尿病の重症化予防ための受療勧奨や、がんの早期発見のためのがん検診受診率向上に向けた普及啓発に取り組んでいます。

さらに、健康づくりは市民一人ひとりの努力では難しく、社会全体で支援していく必要があることから、すこやかパートナー(※)など関係機関と連携して、社会環境の整備に取り組んでいます。

※すこやかパートナーとは、「すこやか大阪 21」の主旨に賛同し、それぞれの活動方針に基づく自主的な健康づくり活動や市民の健康づくりを支援する活動を行っている企業、事業所、団体、NPO 法人、自主グループなどをいいます(登録制)。

【健康局 健康推進部 健康づくり課】

(2)医療・介護サービスの連携 と強化について

①地域包括ケアシステムの実 現にむけて(★)

2025 年を念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域医療構想を策定することが義務付けられている。その地域にふさわしいバランスのとれた医療機関の機能分化と連携を推進するための具体策を盛り込むこと。また、推進するための予算を確保すること。

地域医療構想については都道府県で策定を行うこととなっており、 大阪府において大阪府地域医療構想の策定を行っているところです。

地域医療構想は策定段階から医療関係者、医療保険者等の意見を聞くこととされており、各構想区域(二次医療圏)ごとに地域医療構想 懇話会が設置されています。大阪市域においても2015年7月に大阪市 地域医療構想懇話会が設置され、大阪市も委員として2015年11月と12 月に開催された同懇話会に出席し、検討に努めてきたところです。

今後、各懇話会委員からの意見を基に、病床機能の分化・連携や在 宅医療等の充実に向け、大阪府地域医療構想がまとめられる予定で す。

2016 年度からは病床の機能分化・連携に関する懇話会と在宅医療の 充実に関する懇話会が新たに設置され、地域医療構想の実現に向けた 具体的な取り組みが議論されることになると考えられます。大阪市と しても、大阪府と連携しながら病床の機能分化・連携及び在宅医療等 の充実に向け、取り組みを進めてまいります。

【健康局 健康推進部 健康施策課】

②介護サービス事業者等に対 する指導・監査について

介護労働者の賃金改善効果

本市では、2014年度から指導・監査体制の強化を図り、介護サービス事業者等の不正等に対し、機動的な対応を行うとともに、6年に1度を目途に、各事業所に対する実地指導を計画的に実施しており、今後

を継続する観点から創設された「介護職員処遇改善加算」は、 給与等の上積みに対する手当である。介護サービス事業者等の不正な取り扱いがないよう、安定的な処遇改善、基本給による賃金改善が確実に算定されているか、厳正な指導・監査を強化すること。また、更なる処遇改善加算が増額されるよう、国に働きかけること。 も厳正に対応してまいります。

2012年度の介護報酬改定において創設された介護職員処遇改善加算につきましても、算定要件、賃金改善状況等の確認を行っております。

なお、介護職員処遇改善加算につきましては、2015 年度介護報酬改 定において、介護職員の処遇改善が後退しないよう、内容が拡充され ています。

【福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ】

③認知症行方不明者対策の強 化にむけて

認知症の行方不明者が年々増加し、都道府県別では大阪が最も多くなっている。早急に府内全市町村に亘るネットワークが構築されるよう大阪府に働きかけること。また、警察署に「身元不明迷い人台帳」を備え付け、全国の警察署や市町村で取り扱っている身元不明の迷い人を照合できるシステムがあることを、住民に広く周知すること。

本市では認知症の方が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりとして、協力者にメール等で行方不明者の氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とする認知症高齢者見守りネットワーク事業を2015年度から実施しており、適宜、大阪府と広域発見連携を行っています。

また、身元不明者にかかる情報についても、本市行政機関内に速や かに情報共有するとともに、全国の警察署が取り組んでいる「身元不 明迷い人台帳」についても、広く周知に努めてまいります。

【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 認知症施策グループ】

(3) 障がい者に対するサービス 充実と権利擁護の確立につい

て

①障がい者への虐待防止・予防 にむけて

大阪府における 2013 年度の 障がい者に対する虐待への相 談・通報・届け出件数が、全国 で最も多い状況にある。障がい 者に対する虐待の実態を正確 に把握し、根絶に向けた取り組 みを強化すること。 障害者虐待防止法においては、虐待を受けたと思われる障がい者を 発見した者すべてに対して通報義務が課せられています。

また、通報等を受理した市町村においては、事実確認調査等により 速やかに虐待の有無の確認を行い、必要な支援を行うこととされてい ます。

障がい者虐待への対応については、できるだけ早期に発見し、支援 を開始することにより、虐待の発生を未然に防止し、障がい者の権利 擁護を図ることが重要であるとされています。

このことから、本市においては、リーフレットの配布をはじめとする広報・啓発活動を行い、市民に対して障がい者虐待の早期発見・早期通報を呼びかけるとともに、365日24時間体制で通報等を受け付ける体制を整備し、対応に当たっています。

また、本市における障がい者虐待の通報については、関係機関から の情報提供によるところが大きいことから、引き続き、市および区の 障がい者虐待防止連絡会議による関係機関との連携強化等を進める ことにより、障がい者虐待に対する適切な支援の提供および障がい者 虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

【福祉局 生活福祉部 地域福祉課】

<新規>

②障害者差別解消法の体制整備について

障害者差別解消法が来年 4 月より施行される。「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されるが、民間事業者に対しては「合理的配慮の提供」は努力義務となっている。広く周知するとともに、着実な定着に向けた体制整備を進めること。 障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔でられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が2016年4月に本格施行されます。

現在、大阪府において条例制定に向けた準備が進められているところであり、本市といたしましては、法の施行に向けた国・府等の動向を踏まえながら、障がいのある方もない方も共に生き共に暮らす社会に向けた所要の準備を進めてまいります。

【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】

<新規>

③障がい者とインクルーシブ な社会 (共生社会) の実現にむ けて

障がい児・者の保護者は、日 常生活の介護による負担が重 く、就労の継続を断念せざるを 得ない状況が多くみられる。障 がい児・者を支えながら働き続 けることができるよう、福祉サ ービスのあり方や支援体制を 整備すること。併せて、障がい のある子どもが保育所や幼稚 園、学校から排除されず、地域 のニーズに合った教育を受け られるための環境整備を強化 すること。 本市では、障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活を確立していけるよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざしています。

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画においては、居宅介護や 重度訪問介護などの訪問系サービス、短期入所、生活介護や就労継続 支援などの日中活動系サービス等について、近年の利用者数の伸びな どを踏まえて、必要なサービス量を見込んでおります。

また、障がい児支援については、身近な地域において適切な療育支援 や福祉サービスが受けられるよう障がいのある児童に対する支援体 制の構築を進めております。

支援体制の構築にあたっては、ライフステージに応じた一貫した支援の推進と支援機関の円滑な連携の推進が重要であるため、保健医療・子育て支援・教育・福祉等の関係機関の連携を確保するとともに、児童発達支援センターが支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等が行えるように取り組みを進めてまいります。

障がいのある児童を早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう、また、保護者や兄弟姉妹などの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取り組みを行うとともに、発達障がいのある児童を対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事

業など、障がいの特性にも配慮した療育支援を推進してまいります。

今後とも、障がいのある児童やその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

【福祉局 障がい者施策部 障がい支援課】

幼稚園や保育所では、障がいのある子どもの状況に応じた環境整備に努め、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができるよう地域、保護者、関連機関と連携しながら、教育・保育を推進しています。

【こども青少年局 保育施策部 保育企画課 幼稚園企画グループ】 【こども青少年局 保育施策部 保育所運営課】

本市においては、これまでより「共に学び、共に育ち、共に生きる」 教育を推進しており、各校園においては、障がいのある幼児児童生徒 を学校園全体で受けとめ、障がいのある者と障がいのない者との豊か な関係づくりを図る交流及び共同学習を推進しております。また、障 がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教 育支援計画・個別の指導計画を作成し、効果的な指導・必要な支援を 行う等、さまざまな実践を進めております。

また、障がいのある子どもが、生き生きとして学校生活を送れるようにするため、必要な設備につきましては、関係部署や学校と連携し、整備してまいりたいと考えております。

【教育委員会 事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当】

【教育委員会 事務局 指導部 初等教育担当】

【教育委員会 事務局 総務部 施設整備課】

(4)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)①子ども・子育て支援の充実にむけて

実効ある子ども・子育で支援が 着実に実施されるよう対策を 強化すること。併せて、国の基 準を超える独自事業が実施で きるよう予算を確保すること。 子ども・子育て支援新制度は、2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実といった子ども・子育てをめぐる課題の解決のため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、2015年4月に施行されました。

強化すること。併せて、国の基 本市としましては、法や政省令の内容を踏まえ、引き続き新制度の 準を超える独自事業が実施で 円滑な運用に取り組んでまいります。

【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】

本市においては、こども・子育て支援計画に基づき、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進してまいります。

【こども青少年局 管理課 子育て支援グループ】

2012年8月、いわゆる「子ども・子育て関連3法」の成立にともない、 児童福祉法の改正が行われ、放課後児童健全育成事業に関わりまして は、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、 条例で基準を定めなければならない」とされました。

2014年4月には厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が出され、これを基に大阪市では同年9月に「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」として、「支援の対象」、「職員数及び資格」、「児童の集団の規模」等を定め、子ども・子育て支援新制度が開始に合わせて、2015年4月から施行しております。

また、2015年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、 大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営 費や開設時間延長加算、開設日数加算、障がい児受入加算といった補助金交付基準の引き上げを行いました。

しかし、国の基準を超える独自事業については、本市の厳しい財政 状況から、極めて困難な状況です。

【こども青少年局 企画部 青少年課】

②待機児童の解消について

2014 年度 4 月 1 日時点における大阪の待機児童数は、前年より 266 人減少しているが、全国でワースト 4 位とまだまだ多い状況にある。保育士や幼稚園教諭の処遇改善策や公立保育所の維持・増設など、待機児童解消にむけた具体策を明確に示し、対策を講じること。

保育士の処遇改善により保育士の確保を図るため、2013年度から民間保育所を対象に、保育所運営費の民間施設給与等改善費の仕組みを基礎に、平均勤続年数に応じた処遇改善のための上乗せ額を交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施し、2015年4月1日施行の「子ども・子育て支援新制度」により、教育・保育の提供に携わる人材の確保および資質の向上を図るため、職員の平均勤続年数等に応じた人件費の加算を行う処遇改善等加算を実施しております。

大阪市におきましては、増大かつ多様化する保育ニーズに公立民間 双方の保育所が相まって対応することとしております。

待機児童の解消につきましては、保育所の新設、増改築や賃貸物件 を活用しての保育所整備を行うなど、計画的に入所枠の拡大を図って おります。

【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】

公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。

【こども青少年局 保育施策部 保育所運営課】

<新規>

③病児・病後児保育の充実にむ

病児・病後児保育については、国の要綱により基準額が定められているところですが、本市においては2015年度から、独自の加算枠を新

けて

地域における病児・病後児保育を推進するための医療機関 併設型施設への助成金の拡充 や、医療機関と保育施設等との 連携強化を図るための財政支援を行うこと。

4. 教育・人権・行財政改革施 策

(1)指導体制を強化した教育の 質的向上にむけて

子どもたちにとって、学力を 高めるための 35 人以下学級 は、学習面・生活面から見ても 非常に有効である。1・2 年生 のみならず、対象学年を拡大し ている市町村もあることから、 教育格差が広がらないよう独 自予算を検討すること。併せ て、定数改善による必要な教職 員数を確保するよう、大阪府に 働きかけること。

(2) 奨学金制度の改善について(★)

大学の学費が値上がりし、日本学生支援機構奨学金を利用する学生が増加する一方、雇用形態が二極化し、不安定雇用により奨学金を返還できない選できない増大している。第二種奨学金における所得連動型の返還制度や無利子枠の拡大、延済困難者の廃止など、返済困難者の救済策が広く講じられるよう、国に対して強く働きかけること。また、地元に就職した場合は、減免する奨学金制度導入の検討や大阪府の奨学金施策の充実について、大阪府に働きかけ

設する等の基準額改正を行ったほか、新規開設における施設改修費等 の費用負担を軽減するため、開設準備経費補助を実施しています。

今後も、保育内容の充実を図るため、利用実績を基本としつつ安定 的運営にも配慮した基準額や補助となるよう、他の指定都市と連携を 図りながら引き続き国に対して要望してまいりたいと考えておりま す。

【こども青少年局 管理課 子育て支援グループ】

小・中学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、1学級40人(小学校1年生は1学級35人)を基本として編制することとなっております。

少人数学級につきましては、大阪府が小学校2年生について35人で 学級編制を実施しており、本市におきましても府の基準に従い、小学 校2年生について35人で学級編制を実施しております。

本市では、独自の施策として、基礎・基本の確実な定着と個に応じたきめ細かな指導の一層の充実をめざし、小学校3年生から中学校3年生までの継続した習熟度別少人数授業を実施しております。

今後とも、国および大阪府の動向を注視しながら適切に対処してまいります。

【教育委員会 事務局 総務部 学事課】

教育員会事務局におきましては、大阪市奨学費(非課税世帯に属する高校生等を対象とした給付型の奨学金)及び進路選択支援事業を実施しているところですが、大学生にかかる日本学生支援機構制度等につきましては所管しておりません。

今後とも、中学生、高校生、保護者に対する各種奨学金制度の紹介、 案内につきましては、大阪府と連携しながら積極的に進めてまいりま す。

【教育員会 事務局 総務部 総務課】

【教育員会 事務局 学校経営管理センター事務管理担当】

ること。

<新規>

(3)労働教育のカリキュラム化 について

学生を使いつぶす違法な働かせ方が、学生アルバイトに広がっている。「働くことの意義」、「働く者の権利・義務」、「労働組合の意義」、また、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任など、知識を深め活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。

本市では、子どもたちの社会的・職業的自立に向け、勤労観・職業 観等を育てるため、発達段階に応じて体系的・系統的なキャリア教育 を推進しております。

各小中学校においては、「キャリア教育」の全体計画及び年間計画等を作成し、子ども達の発達段階及び学校や地域の実態に応じて取り組みを進めています。小学校では職業講話・職場見学等、中学校においては、職場体験学習等、実践的・体験的な活動を重視し取り組んでいます。

高等学校においては、しっかりとした職業観・勤労観の育成や労働 関係法令の知識の習得に向け、「働くルールBOOK」等を活用した職業 指導を行っています。また、各校ではインターンシップへの参加を奨 励するなど、生徒の職業意識の啓発と向上に取り組んでいます。

職業に関する専門学科を設置する高等学校を中心に、企業とタイアップした商品開発や地域と連携したものづくり体験教室、生徒による福祉体験教室など、地域や各校の特色を活かしたさまざまなキャリア教育に積極的に取り組んでいます。

教育委員会といたしましては、今後もキャリア教育の推進に向け、 教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のカリキュラム、また 教育活動全体において、取り組みが推進されるよう、各学校を支援し てまいります。

【教育委員会 事務局 指導部 中学校教育担当】

【教育委員会 事務局 指導部 初等教育担当】

【教育委員会 事務局 指導部 高等学校教育担当】

<新規>

(4)選挙権年齢引き下げに伴う 主権者教育について

公職選挙法の一部を改正する法律案が成立し、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる。政治的、社会的な問題を自分の問題として捉え、意思決定できる政治的判断能力が高いての主権者教育を充実させること。また、年齢引き下げにより、民法や少年法等の見直しも検討されていることから、法律や司法関連に関わる教育体制を可法ときない。

高等学校における選挙を取り扱う授業につきましては、これまでも 公民科の「現代社会」、「政治・経済」等で、政治的教養をはぐくむ教 育として取り組んでまいりました。

18歳選挙権(公職選挙法等の改正)施行に伴い、2016年夏以降の選挙の際に、現2、3年生が投票する可能性が出てきたことを受けまして、総務省と文部科学省が作成しました副教材を使った授業や選挙管理委員会と連携した出前講座などの取組を本市高等学校でも進めております。

政治的な教養をはぐくむ教育に今後も取り組んでまいります。

【教育委員会 事務局 指導部 高等学校教育担当】

【教育委員会 事務局 指導部 中学校教育担当】

強化すること。

(5)人権侵害等に関する取り組 み強化について

女性に対するあらゆる暴力 (パートナーからの暴力、性犯 罪、売買春、ストーカー行為、 セクシュアル・ハラスメントな ど)を根絶するため、被害から の未然防止に向けた暴力防止 キャンペーンなどによる社会 認識の徹底、意識啓発や情報を 広く周知し、取り組みを強化す ること。 大阪市におきましては、2011年3月に「大阪市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、2011年8月には大阪市配偶者暴力相談支援センターを新たに開設して被害者の迅速かつ安全な保護に取り組むとともに、男女共同参画セミナーの実施など、女性に対する暴力の根絶に向け取り組んでいます。

昨年の11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間中には、女性に対するあらゆる暴力の根絶や運動の周知のための庁内放送を大阪市役所で実施するとともに、運動の初日にあたる11月12日には大阪府と共同して、関係各社の協力により通天閣を女性に対する暴力根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップする取組や啓発イベントを実施し、本運動に賛同いただいた、大阪府警察本部や民間企業、地元高校とともに女性に対する暴力の根絶を訴えたところです。また、11月25日には、イオンモール大阪ドームシティにおいて、大阪市地域女性団体協議会の協力を得て暴力を許さない社会の輪を広げる街頭啓発活動を実施しました。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であ り、男女共同参画社会を推進していく上で克服すべき重要な課題であ りますので、引き続き、被害からの未然防止に向けた暴力防止キャン ペーンなど啓発の取り組みの強化に努めてまいります。

【市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課】

<新規>

(6)人権侵害救済法(仮称)の 早期制定について

人権侵害に対する十分かつ 迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法(仮称)」 を早期に制定するよう、国に対 して強く働きかけること。ま た、法律制定を待たずとも、<u>へ</u> イトスピーチなど差別・人権侵 害的言論を規制する対応がな されるよう、<u>速やかに</u>条例化等 による対策を講じること。 国に対しては、『「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく、着実かつ効果的な人権教育・啓発の推進』、『適切な人権教育・啓発事業の実施に支障が出ないよう地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実』及び『児童や高齢者の虐待などの人権問題に加え、インターネット上の差別書き込みや特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動など様々な人権侵害による被害者を救済するため、実効性のある法制度の早期確立』を大阪府や大阪府市長会等と連携し、要望しています。

また、本市として、ヘイトスピーチは許さないという姿勢を明確にするとともに、人種や民族に関するヘイトスピーチから市民等の人権を擁護し、その抑止を図ることを目的として、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を 2016 年 1 月に制定したところです。本条例は表現の自由等に配慮し、ヘイトスピーチの定義を明確にするとともに、表現活動への直接的な規制や義務付けは一切行わず、ヘイトスピーチにかかる啓発、拡散防止措置及び認識等の公表という、現行法のもとでとりうる方策を内容としています。

【市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課】

<新規>

(7)大阪人権博物館 (リバティ おおさか) への運営援助・協力 について

2013 年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、今年の2月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しが求められた。全国唯一の大阪におけるリバティおおおりでである。全国を主きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっていることから、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるような減免措置を講じること。

公益財団法人大阪人権博物館(以下、「財団」という)については、本市は設立当初から大阪府とともに運営を補助し、本市市有地の無償貸付けを行ってまいりました。しかしながら、2008年3月の大阪市会での附帯決議で「厳しい財政状況下では、従前のような公的な支援を継続は許されない」と支援のあり方を見直すよう求められ、これに基づき補助金の見直しを開始し、2012年の市政改革プランにおいても支援の必要性を精査した結果、運営補助金は2012年度を最後に廃止しましたが、財団の自立化への準備期間として最大2年間の土地貸付料の免除期間を設けることとしました。

本市としましては、財団の自立化に向けて、この間、施設を利用した行事の開催などの側面支援を行ってまいりましたが、結果として2015年度以降の当該市有地の使用については契約の締結には至りませんでした。

当該市有地の使用貸借契約が2015年3月31日をもって終了したにもかかわらず財団が使用を継続しているため、本市として、公有財産を適正に管理していく観点から土地の明け渡し等を求め、2015年7月23日、大阪地方裁判所に訴訟を提訴したところです。

【市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課】

<新規>

(8)地方税財源の確保にむけて

地方財政への影響に配慮した必要な税財源を確保し、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざした改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。また、地域特性を踏まえた地方自治体の裁量で自由に使える一括交付金についても積極的に求めること。

地方が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型 社会を実現するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上 で、その役割分担に見合った税源配分を行うことが必要であり、本市 はこれまでも他の指定都市等と連携して、複数の基幹税からの税源移 譲による税源拡充等を国等に要請してきたところです。

交付金を含む国庫補助負担金の改革に当たっても、国と地方の役割 分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経 費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国 庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲することを要望してき ております。

なお、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保する とともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力 的対応、事務手続きの簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用し やすい制度となるよう見直しを求めているところです。

今後も他の指定都市等と連携を図りながら、地方税財源の確保に向け、国等へ要請を行ってまいります。

【財政局 財務部 財源課 税財政企画グループ】

<新規>

(9) 大阪戦略調整会議について

多様な行政課題に効率的に 対処し、政策の一体性を確保す 大阪全体の成長に向け、広域的事業などに関して、大阪府など関係 自治体と一体となった施策・取組みが全庁的に推進されるよう、関係 自治体との連携・調整を図るとともに、関係所属との連携調整を進め てまいります。 る大阪戦略調整会議において、 地域振興や二重行政の課題等 に対して、府・政令市が、それ ぞれ果たすべき役割・連携方法 について丁寧かつ真摯で公平 公正な議論がなされるよう努 めること。

【政策企画室 企画部 連携調整担当】

<u>(10) マイナンバー制度開始に</u> むけて

帝国データバンクの 2015 年 4月の調査によると、2016年1 月から開始されるマイナンバ 一制度に対する企業の理解が、 約4割にとどまり、制度への対 応を進めている企業も 2 割弱 にとどまるなど、制度の理解も 対応も進んでいないことが明 らかになっている。また、法人 番号制度についても認識が低 く、制度の存在自体が十分に周 知徹底されていないことが明 らかとなっており、特に中小企 業における対策が遅れている ことから、早急に周知徹底に取 り組むこと。さらに、個人情報 が流出することがないよう、防 御体制を確立し、管理機能を徹 底すること。

法人番号制度及び法人に対するマイナンバー制度の周知については、国税庁が所管しており、本市ホームページにおいても国税庁のホームページをご紹介させていただいております。

なお、本市における個人情報保護に関しては、従来から絶えず物理的、人的、技術的な面から情報セキュリティの向上に取り組んでおり、とりわけ住民情報を扱う基幹系のシステムはより高いセキュリティレベルが必要であるという認識のもと、外部との接続を行っておらず、マイナンバーが含まれた特定個人情報に対しても同様の情報セキュリティ対策を行っております。

【総務局 IT 統括課】

5. 環境・食料施策

(1)省エネ対策の推進について

「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を大阪府と連携し、推進すること。また、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業の育成・支援を強化すること。加えて、生活における省エネの推進など、環境問題に対する住民の環境意識を高める取

本市では、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用の促進を図る拠点として、2013年4月に大阪府と共同で「おおさかスマートエネルギーセンター」を設置し、2014年3月には大阪府と共同で2020年度までに大阪府・大阪市が取組むエネルギー関連施策の方向性を提示するものとして、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定するなど、大阪府と連携して環境政策を推進しています。

環境対策に関連した技術・事業の育成・支援につきましては、おおさかATCグリーンエコプラザにおいて、「環境・エネルギー分野」に係る企業の関連製品・技術の展示場所やビジネス情報を提供することで、環境技術の普及促進を図っています。

また、小中一貫した内容の副読本「おおさか環境科」等の教材(副

り組みに繋げるため、教育現場 や地域での「環境教育」をさら に推進すること。 読本3種、指導の手引き3種、映像教材)を作成し、これらの教材を全ての市立小中学校に導入するとともに授業での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」などについて実践的・根幹的な環境教育を推進しています。あわせて、環境保全に関する気づきや行動を幅広く促すため、区民センターや地域の自然・公園など、市民に身近な場所で、こどもから社会人、シニア向け、家庭向けなど幅広い市民を対象に、「生物多様性」「循環型社会」「地球温暖化」などの分野の環境学習講座やイベントを実施するとともに、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供しています。

【環境局 環境施策部 環境施策課】

【環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策)】

焼却工場における搬入物検査を強化しています。

(2)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

循環型社会形成推進基本法で規定された廃棄物対策について、発生抑制、再使用、再生利用、適正処分の処理の優先順位を重視した取り組みを、各市町村でごみ排出の状況を把握したうえで、積極的に行うこと。特に、全国的にも収集量の多い事業系ごみの発生抑制につながる効果的な取り組み、分別排出・収集、資源のリサイクル化など、ごみの減量努力をさらに促進すること。

また、食品廃棄物の削減を進めるため、学校教育の中での「食べ物を捨てない」教育、フードバンクの取り組み、食品リサイクルの推進に向けて、「食品リサイクル製品ー認証・普及制度」の促進など、積極的な削減努力を行うこと。

ご指摘のとおり、本市では、ごみ処理量の約6割を事業系ごみが占め、その減量が重要な課題であるため、これまで、多量の事業系廃棄物を生じる大規模建築物(以下、「特定建築物」という。)に対する減量指導や、ごみ処理手数料の見直しに取り組んでまいりました。2009年度からは、一般廃棄物に混入した産業廃棄物を排除するため、

また、更なるごみ減量を進めるため、2013年10月からは、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、事業所から排出される紙類をリサイクルルートに回す取り組みを促進しています。

搬入物検査において産業廃棄物や資源化可能な紙類等の搬入が確認された場合には、ごみを排出した事業者に対して、個別に、3Rの取り組み(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)による廃棄物減量推進及び適正区分・適正処理にかかる啓発指導を行っています。

特定建築物については、「廃棄物管理責任者」の選任及び「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付け、計画実施状況の確認等を行うために立入検査を行っています。

また、「廃棄物管理責任者講習会」を毎年開催し、本市施策の説明 や優れた取り組みを行っている建物の事例紹介などを行うとともに、 廃棄物の減量推進及び適正処理に関し優秀な功績を上げた建築物に 対して、大阪市長表彰、環境局長表彰を実施しています。

以上の取り組みについては、本市ホームページへの掲載、事業者へのパンフレットの配付、事業系ごみ減量セミナーや事業所に対する説明会の開催などにより、広く周知啓発に努めています。

【環境局 事業部 一般廃棄物指導課】

ごみの分別回収につきましては、資源ごみ、容器包装プラスチック、 古紙・衣類の分別収集を実施するとともに、残置による啓発・指導を 実施し、分別ルールの徹底を図ることとしています。

また、市内の公共施設や民間施設において、乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収を実施するとともに、区役所等において、使用済小型家電の拠点回収を実施しています。

さらに、国が定める3R推進月間である10月には、他の19政令指定都市及び東京都23特別区と連携して「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施し、期間中は、市の公共施設等において再生紙を使用したオリジナルポスターの掲出や、イベントでの啓発物品の配布を行っています。

食品廃棄物の削減につきましては、エコ・クッキング(食材を無駄にせず使いきることがテーマの料理教室)の実施や、小学校でのごみ減量・3Rに関する体験学習等で啓発を行っており、今後は「水切り」、「食べきり」、「使い切り」の「生ごみ3キリ運動」に取り組んでまいります。

【環境局 事業部 家庭ごみ減量課】

大阪市では、3Rの取組を推進しており、可能な限り新たなエネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2Rの取組を積極的に推進しています。

また、ごみの減量に関する施策効果等を検証するため、ごみの組成や排出状況等の基礎調査を実施しています。

食品廃棄物の減量等の促進についてですが、まずは食品廃棄物を発生させない取組が重要であると考えています。3Rにかかる行動メニューを例示した「大阪市ごみ減量アクションプラン」に基づき、市民・事業者に対し、食品を無駄なく使い切ることや食べ残しを減らすなど、食品廃棄物の発生抑制の取組を促進しているほか、事業者には賞味期限切れ商品等の廃棄を削減する販売管理の徹底も啓発しています。

さらに、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発にも努めており、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促進しています。

【環境局 総務部 企画課】

各学校では、社会科や理科、生活科、家庭科、総合的な学習の時間などの授業の中で、ごみの減量化やリサイクル、分別収集等について、学習を進めているところです。

また、文部科学省「食に関する指導の手引き」において、食に関する指導の目標の 1 つとして、「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心をもつ」を掲げ、その内容例として、「食生

活は、生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていること」「食料の生産は、すべて自然の恩恵の上に成り立っていること」「食という行為は、動植物の命を受け継ぐことであること」「食事のあいさつは、食に関しての感謝の気持ちの表現であること」「感謝の気持ちの表れとして、残さずに食べたり無駄なく調理したりすること」を示しています。

これらの内容については、昼食時や各教科の授業をはじめとした教育活動のさまざまな場面を通じて指導するなど、食育の推進に努めております。

【教育委員会 事務局 指導部 初等教育担当】

【教育委員会 事務局 指導部 中学校教育担当】

【教育委員会 事務局 指導部 高等学校教育担当】

(3)水循環基本計画の策定と条 例化について (★)

「水循環基本法」の制定に伴 い、本年7月に策定された「水 循環基本計画」に基づき、各市 町村においても労働者代表な ど、住民の声が反映された「行 動計画」の策定を求める。策定 にあたっては、その推進体制・ 取り組みスケジュールなどを 明らかし、安全・良質な飲料水 の供給と水環境の保全を目的 に、水源から各戸に至る総合的 な水質確保対策を行うこと。特 に、生活雑排水を主因とする河 川・湖沼の水質低下防止のた め、地域の実情に応じた生活排 水処理施設などを整備するこ と。また、節水型社会をめざし、 雨水・再生水の利用の啓発・関 連事業をさらに促進し、これら 水環境の保全につながる取り 組みに加え、河川災害なども含 めた総合的な対策を行うこと。

水循環基本計画に基づく行動計画の策定につきましては、国や他自 治体を含む流域単位での動向を注視し、必要に応じてこれに協力して まいります。

環境局といたしましては、水が貴重な財産であり公共性の高いものであることを鑑み、公共用水域の水質を継続的に監視するとともに、地下水の過剰な採取に伴う地盤沈下を未然に防止するため、地下水採取に係る規制指導を適切に講じてまいります。

【環境局 環境管理部 環境管理課 (土壌水質担当)】

大阪市の下水道は、現在でほぼ全市域に普及しており、家庭などから排出された汚水は市内の12か所の下水処理場で処理されます。下水処理場の流入時にはBOD(生物化学的酸素要求量。水の汚れ具合の指標。)でおよそ130mg/Lあった汚れを90%以上除去し、およそ10mg/Lに浄化したうえで河川に放流しています。市内の河川水質は、急速に下水道整備を進めた結果、水質汚濁の進んでいた1970年頃に比べて大幅に良くなっています。

しかし、なお一部の河川で水質環境基準が達成されていないところがあります。このため、水質環境基準を達成・維持し、さらには人が水と親しむことができるようなより清らかな水環境を創出するために、合流式下水道の改善のための施設や、高度処理施設の整備などを進めています。

今後も、良好な水環境の創出に向けて取組みを進めていきます。

【建設局 下水道河川部 水環境課】

雨水の利用については、現在、雨水貯留タンク普及促進助成制度により、雨水貯留タンクを設置していただく方に、購入費用の一部を助成しています。

下水処理後に発生する再生水は都市に安定的に供給できる貴重な水資源であることから、現在、一般的な下水処理をした後に砂ろ過処理などで更にきれいにする高度処理の施設の整備を図っています。この高度処理水については、下水処理場内における利用はもとより、市民が憩うせせらぎや河川、大阪城の外濠の水源として再利用しており、水辺環境の形成に活用しています。また、高度処理水を災害発生時の防火用水や生活雑用水として供給する設備の整備も併せて図っています。

再生水の利用の啓発事業については、高度処理水の一部を、夏場の ヒートアイランド対策の一環として実施している打ち水に利用する など、関連する事業を通じて市民への啓発に取り組んでいます。

今後とも、節水・循環型社会をめざし、雨水・再生水の更なる利用 に向けた取組みを進めていきます。

【建設局 下水道河川部 施設管理課】

【建設局 下水道河川部 水環境課】

本市域の水災害対策としては、上町台地を境として東側の寝屋川流域における治水対策と西側の西大阪地域における津波・高潮対策への対応を行っています。

治水対策を実施している寝屋川流域においては、1990年4月に「寝屋川流域整備計画」を策定し、河川・下水道・流域が一体となった総合的な治水対策をこれまでに進めて来ています。

また、西側の西大阪地域においては、南海トラフ巨大地震対策として府市の港湾・河川管理者が協調し、河川堤防や水門等のハード施設の耐震・液状化対策を緊急的に実施しています。

今後もこうした河川に係る水災害対策について、関係機関と連携の下、水環境の保全につながる取り組みに加えて、総合的に対策を推進していきます。

【建設局 下水道河川部】

大阪市水道局では、より安全で良質な水道をお届けするため、今後 とも水安全計画により水源から給水栓に至る全てのプロセスを総合 的に管理してまいります。

安全・良質な飲料水の供給と水環境の保全の観点から、「行動計画」 の策定については、今後、国や他自治体を含む流域単位での動向に注 視し、必要に応じてこれに協力してまいります。

【水道局 工務部 計画課】

(4)食品の安心・安全の取り組 み

食品表示法の栄養成分表示に係る表示事項について、食品関連事業 者等に対する相談・指導時にリーフレットやホームページに掲載され 食品表示法により規定された食品表示基準などについて、 食の安心・安全確保、消費者の 適切な商品選択の確保、事業者 の責任を明確化し、新しい制 度・ルールや情報の周知を徹底 し、順守に向けた啓発・支援を 強化すること。 ている情報の提供を通じて、最新情報を周知するとともに事業者の責務についても意識の向上を図っています。

【健康局 保健所管理課】

(5)6 次産業の推進と担い手の 確保・育成

大阪府が 2015 年 4 月に設置 した「大阪産(もん)6次産業化 サポートセンター」を起点と し、市町村でも6次産業化に関 する具体的な取り組みを行う こと。また、農林水産業の6次 産業化に資する担い手の確保、 義務教育期間での食育、農業・ 水産業・林業の教育などに力を 入れ、長期的な人材育成の重点 化をはかること。特に次世代を 担う若者に対し、産業の重要性 や魅力などに関する理解促進 をはかり、必要な教育・資格・ 政策など関連する行政機関の 横断的な協力体制を構築する

6次産業化の推進は、新たな付加価値を生み出し、所得の向上につながる重要な取組みであると認識しており、本市としても、「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」等の大阪府の支援策等の情報提供に努めるとともに、地域資源である「大阪市なにわの伝統野菜」を「都市農業ならではの新鮮な野菜をPRする牽引役」と位置付け、伝統野菜やその加工品を対象とした認証表示シール及び認証表示プレートの配付を行うなど、消費拡大とともに、農家と加工業者・外食産業事業者などとの取引拡大に向けた支援を行っております。

また、2014年度より「大阪市都市型農業振興事業」を実施し、技術力の向上や販路開拓に意欲のある農業者を対象に、より高度な農業技術や農業経営の実現を目的とした「農業塾」や、農業技術や農業経営に関する知識を有する専門家を派遣し、農家の経営改善や技術力向上を目指す「アドバイザー派遣事業」を行うことにより、担い手の確保・育成につなげてまいります。

【経済戦略局 産業振興部 地域産業課(農業担当)】

6. 社会インフラ (住宅・交通・ 情報・防災) 施策

<新規>

(1)空き家対策の強化

2014年11月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立により、市町村においても「空き家等対策計画」の作成および対策を講じなければならない。大阪府内の総住宅数に占める空き家率は14.8%(2013年度)と増加傾向にあり、早急

大都市圏における空家率は高くなる傾向があり、本市としても空家 等対策は重要な課題と認識しております。

こういった中、昨年5月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の完全施行も踏まえ、本市においては7月には区長会議まちづくり・にぎわい部会に、住吉区長を会長とする代表5区と14関係局・室からなる「空家等対策検討会」を設置し、現在、周辺環境に影響の大きい空家、いわゆる特定空家等への対策と、空家等の利活用についてそれぞれワーキンググループを設置し、検討を進めています。

基本的な方針として「区役所を拠点」に関係局のサポートを得ながら対策を進めることとしており、今年4月からは各区役所に相談窓口を設けるよう検討を進めています。

また、今年2月には市長、市会議員及び学識経験者等により構成さ

に取り組む必要がある。<u>大阪市</u> <u>においても、</u>空き家が火災や自然災害、不法投棄などにより、周辺の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

一方で、倒壊などのおそれのない空き家については、「空き家バンク」の設置や改修費の補助などを行うこと。また、住宅弱者の居住環境の改善や地域活動の拠点作りなどにより、空き家の有効活用を図ること。

れる「大阪市空家等対策協議会」を開催し、今年秋を目処に特定空家 等対策及び利活用の進め方を総合的に定める「空家等対策計画」の策 定に向け動き始めています。

本市の空家等対策といたしましては、このように行政横断的・総合的に取り組むとともに、各区役所が拠点となり関係局と連携しながら、かつ地域の参画も得て対策に取り組む仕組みを構築してまいりたいと考えております。

【区長会議 まちづくり・にぎわい部会 空家等対策検討会】

(2) 交通施策の強化・充実にむ けて

交通政策基本法に基づく国 の「交通政策基本計画」が2015 年2月13日に閣議決定された。 各市町村でも大阪府や近隣自 治体との連携を考慮した「交通 基本計画」の策定を求める。策 定に当たっては、交通・運輸産 業に従事する労働者代表や利 用者、地域住民の意見を集約 し、具体的な策定のスケジュー ルを明らかにすること。また、 将来的に条例化も視野に入れ た検討を行うこと。さらに、交 通・運輸政策を担当する専任者 を配置するなど、人材育成・確 保を行うこと。

交通に関する政策につきましては、2013年12月に施行された交通政策基本法が制定されるまでの間は、交通計画に関する国の方針がなく、地方の自治体ごとに対応してまいりました。

2015年2月、交通政策基本法に基づき交通政策基本計画が閣議決定され、全国的な交通政策の指針が示され、大阪市もこの基本計画を受け、交通事業者と連携し、国土軸につながる空港や新幹線などの広域交通や市域内交通とのネットワークの強化をはじめ、バリアフリー対策、駅や高架鉄道等の耐震化や津波に対する地下駅の浸水対策など、今後も引き続き、安全で快適な公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。

【都市計画局 計画部 交通政策課】

(3)自転車運転者(特に児童・ 学生)に対する交通安全教育と 自転車レーンの整備および 交通安全対策

2015年6月1日に施行され た改正道路交通法で、自転車運 転者に対する安全講習の受講 が義務付けられた。市町村の 本市は、大阪府、大阪府警察等と共に関係機関で構成する大阪府交 通対策協議会として、自転車マナーアップ月間や各季交通安全運動を 中心に、自転車の安全運転に関する啓発活動を展開しているところで す。

また、安全講習に関しては、主に区役所と所轄警察署が連携し、要請に応じて、学校、地域活動団体、企業等を対象に実施しているほか、各季交通安全運動の機会には、警察により地域住民を対象に実施しているところです。

小・中学校、自転車通学者もいる高校・大学などでの児童・学生に対する自転車の安全運転に関する講習や啓発の取り組みを大阪府と連携し、積極的に推進すること。また、自転車の安全講習を希望する者が、いつでも受講できるような体制整備を行うこと。

さらに、より安全に自転車運転を行うためにも、自転車レーンの整備を着実に推進・拡大すること。また、スクールゾーンなど、児童の通行が多い小中学校周辺や交通量の多い地域の交通安全対策を強化すること。

今後も、安全教育の充実と拡大に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携しながら、幅広い層の市民の方へ情報が行き渡るよう、 広報に努めてまいります。

なお、改正道路交通法 (2015年6月1日施行) で新たに設けられた「自転車運転者講習制度」は、3年以内に2回以上の危険な違反行為で検挙もしくは事故を起こした場合に、安全講習を義務付けるものです。

【市民局 区政支援室 市民活動支援担当(地域安全グループ)】

近年、市内中心部において、買物や業務を目的とした自転車利用が増加しており、自転車と歩行者の事故も急増していることから、自転車は「車両」であり車道通行が原則であることを踏まえ、歩行者の安全を第一に考えて車道内に自転車の安全な通行空間を確保することが必要であると考えております。

現在、有識者等の意見を踏まえながら、市内の道路における自転車 通行環境の効果的かつ効率的な整備の進め方等について検討してお り、引き続き、歩行者や車道を通行する自転車の安全確保等に努めて まいりたいと考えております。

【建設局 管理部 自転車対策課】

教育委員会といたしましては、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、各校園で交通安全教育の推進を図っております。また、子どもたちの実態に即した指導を行うとともに、大阪府警察本部や所轄警察署等の協力を得て交通安全教室を実施しております。さらには、大阪府警察本部作成による「交通安全だより」及び「交通安全テスト」を、毎月各校に送付し、交通ルールの徹底や交通マナーの向上を図っているところです。

一方、各校園においては、子どもたちの安全確保を推進するため「学校安全計画」を策定し計画的に安全教育を実施するとともに、安全管理に努めています。また、2015年8月には、教育委員会事務局、建設局、大阪府警察本部で「大阪市通学路交通安全プログラム」を策定し、小学校・区役所、関係機関等との調整を行い、春と秋の交通安全運動の期間に、本プログラムに基づき、通学路の安全点検を実施しているところです。

今後も、教育委員会といたしましては、各校園が関係諸機関や、PTA、地域等と連携を図り、子どもたちに交通安全に対する心構えやルール、マナーなどを理解させる取組を進めていくよう、継続して各校園への指導に努めるとともに、関係諸機関と連携し、交通安全教育の充実に努めてまいります。

【教育委員会 事務局 指導部 中学校教育担当 生活指導 G】

(4)災害対策の強化にむけて

(★)

①社会インフラ対策の強化

今年度から10年間の計画期間で策定された「新・大阪府地震防災アクションプログラム」に基づき、これまでも取り組んできたライフラインの基幹設備の耐震化を着実に推進すること。特に大阪府内では、災害発生時に避難場所となる公立学校などを始めとした公立学校施設の校舎や、体育館などの耐震化がいまだ完了していない。速やかにすべての公立学校などの耐震化を完了させること。

また、「大阪府都市基盤施設 長寿命化計画」に基づき、老朽 化が進む社会資本を適切に維 持管理・更新すること。 大阪市では、2011年3月の東日本大震災の教訓や、今後、発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定、災害対策基本法等の各種法改正等を踏まえ、2014年10月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示しました。

この新たな「大阪市地域防災計画」に基づき、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「新・大阪府地震防災アクションプラン」と調和を図りながら、取り組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を2015年9月に策定しました。

本市所管のライフラインの(基幹設備の)耐震化につきましては、「大阪市地域防災アクションプラン」に基づき推進してまいります。

【危機管理室 危機管理課】

本市では、2015年12月に公共施設の総合的かつ計画的な維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。本市のインフラ施設の維持管理におきましては、これまでも長寿命化を基本とした適切な維持管理・更新に努めてきておりますが、今後も本方針に基づき庁内関係部局が緊密な連携をとり、着実に公共施設の維持管理、更新を実施してまいります。 ※なお、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」は大阪府が所有するインフラ施設の維持管理計画となっています。

【建設局 総務部 企画課】

公立学校施設の校舎や体育館については、1997年度から積極的に耐 震補強に取り組んできており、現在99%の耐震化を完了しています。 (2015年度4月現在)

【教育委員会 事務局 総務部 施設整備課】

②災害発生時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援 体制について

大規模災害など緊急事態発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、人的体制も含めた整備を行うこと。特に視聴覚に障がいのある人への対応、定住外国人など多言語での情報発信などにも迅速に対応できる体制を整備すること。また、児童用、障がい者用、

本市におきましては、災害が発生する恐れがある場合や発生した場合の迅速な人的体制の確保のため、あらかじめ職員の動員計画を定めているとともに、災害時における緊急広報を行うにあたりましては、放送各社との協定に基づくラジオ・テレビ・文字放送による広報、同報無線(防災スピーカー)による広報、本市ホームページやSNSなどのインターネットを活用した広報、また、移動体通信事業者が提供する緊急速報メールなどのメールサービスを活用した広報など、多角的に広報活動を行うこととしています。また、日本語の不慣れな外国人へは、外国語による放送を実施しているマスメディアに要請し、多言語放送による広報を行うこととしています。

本市では、市民の方などへの防災啓発パンフレットとして「市民防 災マニュアル」を作成し、全世帯へ配布するとともに点字版やテキス 外国人用の防災・減災について のパンフレットを作成し効果 的に配布するなどの取り組み を行うこと。

さらに市町村で進められている避難行動要支援者の名簿 作成などは、地域の状況を把握 しながら着実に実施し、災害発 生時に確実に避難行動に繋が る体制整備を行うこと。 トデータによる配布も行っています。また、外国人への啓発については、市民防災マニュアルの内容を生活情報誌「エンジョイオオサカ」 (英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版、ポルトガル語版)に収録して発行しています。

避難行動要支援者支援の取組みにつきましては、過去の災害の教訓などから、大規模な災害が発生した場合の障がい者や高齢者などの避難行動要支援者の避難支援については、公的救助機関など公助による支援には限界があることから、地域の共助による取組みが最も重要であると考えています。

このことから、本市が作成するいわゆる行政名簿情報の活用と、地域の自主防災組織などが収集する情報とを集約した情報である、いわゆる地域名簿の作成を進め、避難行動要支援者個々の避難支援プランである個別計画の作成に繋げていくこととしており、これら地域における取組みを促進するため、本市では、自主防災組織力向上コーディネーターを採用し、区役所と連携して、地域防災活動の支援を行っています。

今後につきましても、これらの取組み及び啓発に努めてまいりま す。

【危機管理室 危機管理課】

③津波への対策強化

今後発生が予測されている 巨大地震での津波対策につい て、大阪府や近隣市町村と連携 し、浸水被害が想定される地域 の住民に対する啓発活動を行 うとともに、地域住民への緊急 情報システムを確立すること。 また、津波による浸水被害が想 定される地下空間(商業施設や 交通機関など)での迅速な避難 に向け、避難ビルの指定や被害 を想定した関係者間の連携、訓 練なども実施すること。さら に、臨海部工業地帯や石油コン ビナート地区で働く労働者に 対する津波避難対策を強化す ること。特に、大阪府と連携し、

ること。特に、大阪府と連携し、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」に基

本市では、2014年度末に、津波の浸水想定や津波避難ビル等を掲載した「水害ハザードマップ」及び日頃の備えから災害発生時の行動などを掲載した「市民防災マニュアル」を全戸配布したほか、各区の広報紙においても防災マップ等を掲載するなど、継続して広報、啓発を行っております。

また、南海トラフ巨大地震の発生により、大阪府域に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波による浸水が想定される市内17区に避難指示を発令しますが、情報伝達手段として、防災スピーカーや緊急速報メール、テレビ・ラジオ、インターネットなど多重化を図っております。

さらに、市内の大規模な地下空間の浸水対策の促進を図るため、本市、大阪府、国土交通省近畿地方整備局、地下街管理会社、鉄道会社、接続ビル管理会社等で構成する『大阪市地下空間浸水対策協議会』を 2014 年 3 月に設置し、地下施設管理者が連携した浸水対策(避難対策及び止水対策)のガイドラインの作成及び訓練の実施などを行っています。

【危機管理室 危機管理課】

づく各事業者の津波避難計画 の作成状況の把握や、該当エリ アの避難対象者全員が避難で きる場所の確保を行うこと。

④集中豪雨など風水害の被害防止対策

昨今、局地的な風水害の増 加・大規模化が見られ、昨年は 広島県での集中豪雨による土 石流などの被害、本年も茨城県 や栃木県で堤防の決壊などに よる大規模な災害が起こって いる。土砂災害防止の観点か ら、災害が発生しやすい箇所を 特定し、森林整備などを重点的 に行うとともに、斜面の崩壊防 止工事などを強化し、計画的に 実施すること。さらに、都市部 においても都市河川の急激な 増水による被害を防ぐため、淀 川や大和川に接する大阪市と して、自治体の枠を超えた広域 連携体制を強化するなどの対 策を行うこと。

また、住民に対する災害に関する啓発活動を強化するとともに、地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティや自主防災組織の活動に対する支援を行うこと。

(5)公共交通機関での防犯対 策・啓発について

駅構内や車内など公共交通 機関での暴力行為が、依然増加 傾向にある。国土交通省など行 政機関による暴力行為防止キ ャンペーンなどとも連携し、ト ラブルが発生しやすい夜間の 警備体制を充実させるととも 土砂災害については、土砂災害防止法に基づき、大阪府において、 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されているほか、そ の他の危険箇所の現地調査が進められていますが、本市においては警 戒区域及び危険箇所はございません。

河川氾濫については、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定や、河川管理者による危険水位の見直し等を踏まえ、適宜、本市の避難勧告基準の見直しを行っております。また、流域市とは、平時からの避難勧告基準の情報共有や、河川水位上昇時の避難勧告発令の検討状況の情報共有など連携強化を図っております。

本市では、地域における自主防災の取組み支援につきまして、各地域で地域活動協議会などを中心とした防災活動が自主的に行われるよう、自主防災組織の確立を進め、確立された自主防災組織においては、その地域特性に応じた地域の地区防災計画の作成や防災マップの作成、避難行動要支援者の避難支援の取組みを促進するため、区役所と連携して、危機管理室の自主防災組織力向上コーディネーターが支援を行っているとともに、防災講演会や出前防災講座の開催を進めています。

また、2015年度からは、地域の地区防災計画に基づいた避難所開設 訓練と、福祉避難所における福祉避難所開設訓練や津波避難施設にお ける津波避難訓練等と連動した総合的な防災訓練の実施に向けて、区 役所と連携して、自主防災組織力向上アドバイザーが支援を行ってい ます。

今後とも、自主的な防災活動が市内各所で展開されるよう、より一層の取組拡充を図ってまいります。

【危機管理室 危機管理課】

犯罪抑止対策については、民鉄協を中心として、各鉄道社局と共同で暴力ストップキャンペーンを行うとともに、鉄道警察隊及び所轄警察と暴力行為に関する事前の相談や発生時の対応について連携を密にしています。

さらに、駅職員が接客窓口で執務中に異常事態が発生した場合に備えて、ボタンを押せば駅長室に異常を通報する非常ベルを接客窓口に設置するとともに、駅構内巡視時やホーム立哨時に異常事態が発生した場合に迅速に駅長室に連絡できるよう、職員に携帯電話・ワイヤレスセキュリティを携帯させています。

に、広報紙やホームページを活 用し、市町村民がトラブルに巻 き込まれないよう、暴力行為の 防止をアピールする具体的な 啓発活動を行うこと。 その他、駅長室には、防刃ベストを準備し、職員には、ネクタイを 引っ張られた際に簡単に外れるような仕掛けの留め具を配布してい ます。

また、暴力行為の防止の取組みについて、ホームページへの掲載や 駅構内及び列車内へのポスターの掲出を行い、お客さまへの啓発を行っています。

【交通局 鉄道事業本部 運輸部駅務課 (駅務)】

7. 大阪市地域協議会独自要望内容

(1) 中学校給食の改善について

公立中学校の学校給食については、生徒からの不評が相次 ぐ中、市教育委員会が昨年 11 月に行った調査では、約7割の 生徒が給食を食べ残している 実態が明らかとなった。

その最大の要因は、中学校には調理場がないため、冷たいままの給食が提供されていることにあり、今後は、速やかに予算化をして、全中学校に調理場を設置するなど、給食の改善に努めること。

中学校給食につきましては、2012年9月から、配膳室の整備等条件の整った学校から弁当箱でのデリバリー方式により給食を段階的に 実施し、2013年9月から市内全128中学校で給食を実施しております。

また、2014年度からすべての区において、全員喫食へ段階的に移行 しております。

なお、デリバリー方式では、衛生面の観点から主食(米飯)については65度以上の温かい状態で提供していますが、副食(おかず)については10度以下の状態で管理して提供をしています。そのため、みそ汁やカレーなどの温かいおかずを提供できるように、保温食缶を用いて運搬するなどの改善を行っており、現在は週3回程度、温かいおかずを提供しております。合わせて、中学校給食に関する生徒アンケートなどを実施し、生徒のみなさんの意見をいただき、ビーフシチューや中華丼などの新たなメニューを取り入れるなどの改善を行っております。

中学校給食の中長期的な実施方式については、2015 年度からの小中親子方式のモデル事業の実施状況や、これまで培ってきた自校調理方式の経験を踏まえて、今後、全中学校の給食を順次、親子方式もしくは自校調理方式に移行していく予定です。

庁規 天神

【教育委員会 事務局 教務部 学校保健担当】

天神橋筋商店街のほぼ全域での自転車通行規制につきましては、地 元商店街の皆様がご尽力され、管轄警察との協議のうえで実現したも のです。実際に通行禁止時間帯を定める際には、地元商店街の皆様の 意見を持ち寄り決められたものですので、区役所がその時間帯の変更 を行うことはできませんが、ご要望の趣旨を商店街の皆様にお伝えし ます。

さらに区役所といたしましては、管轄警察署との連携を密にし、取り締まりを行うよう働きかけるとともに、「北区交通安全大会」、春と秋の交通安全運動キャンペーン期間や、区役所主催の出前講座等を通じて、広く区民に自転車の正しい乗り方に関する啓発をおこなって参ります。

【北区役所 地域課(地域担当)】

【北区役所 地域課(区民協働担当)】

(2) 商店街での自転車通行規 制について

2014年1月から天神橋筋商 店街のJR天満駅南側でも自転 車通行が規制されたことによ り、アーケード設置区間を中心 にほぼ全域で自転車通行が禁 止になったが、現実は、特に朝 の通勤・通学の時間帯は、ルー ルが守られておらず、接触によ る重大事故がいつ発生しても おかしくない状況にある。区間 (場所)によって通行時間帯が 異なることも1つの要因と考 えられるところである。

区としても警察などと連携 し、市民への啓発活動と取り締まりを徹底する施策を講じる こと。また、通行禁止時間帯を 統一すること。

(3)区行政の充実について

大阪にふさわしい大都市制度とすべく、各区において住民自治が機能する仕組みをつくり、住民に近い所でより多くの行政サービスの提供が決定できるよう、各区にさらなる財源と権限・人員を配置すること。また、都市内分権を図るため、コミュニティ振興・社会教育関係事業等、可能なところから区長への事務委任をさらに進めていくこと。

2012年7月に策定した「市政改革プラン」に基づき、区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区長に移譲し、24区一律ではなく、区長の権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即した施策や事業を総合的に展開できるよう、区長の決定権の拡大を図ってきたところです。

拡大した決定権にかかる事務事業については、各区シティ・マネージャーが、関係局・室の長及び職員を補助組織として指揮監督できることとしており、区の人員を増やすことなく、関係局・室の専門的な知識・情報やノウハウを活かしながら、事務事業を執行しています。

【市民局 区政支援室 政策支援担当(政策支援グループ)】

(4) 西成特区構想プロジェクト について

西成特区構想プロジェクトのまちづくり・再開発整備施策の推進に向けては、あいりん地域まちづくり会議が開催され、主にあいりん労働センターの建て替え、市営住宅の建替え、萩之茶屋小学校閉校にともなう跡地活用、大阪社会医療センターの地域医療の充実、駅前エリアの再開発整備等が議論されている。

今後、この地域におけるまちづくり・再開発整備については、国・府と連携しつつ、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域の合意をはかりつつ、地域の活性化につながるよ

大阪市では、「あいりん総合センター」について、2013年12月から 2014年11月まで、「あいりん総合センターのあり方検討会議」を開催 し、国・府とともに意見交換等を行ってまいりました。

また、2014年9月から12月まで、地域の各種団体等の関係者の方に 委員となっていただき、「あいりん地域のまちづくり検討会議」を開催して、地域のご意見をお伺いしてまいりました。

そして、今後は市長が示した「あいりん地域のまちづくりにかかる 市の今後の方向性(概要)」を踏まえて、国・府・市各局が参画して 開催している「あいりん地域まちづくり会議」において、具体的な検 討を行っていくこととしております。

このように、施策の推進にあたっては、国・府と連携するとともに、 十分に地域の意見を反映できるよう取組を進めてまいりたいと考え ています。

【西成区役所 保健福祉課(事業調整)】

う施策設計や展開を行うよう 要望する。

(5)大阪市「ひと・まち・しごと創生会議」について

昨年成立した「まち・ひと・ しごと創生法」に基づき、地方 版総合戦略を中心に自主性・主 体性を持って地方創生に取り 組む地方公共団体に対し、新型 交付金による財政的支援が行 われることとなった。

大阪市版総合戦略では、雇用 創出、若い世代の結婚、子育て に必要な政策を確保するとし ている。少子高齢化や人口減 少、地方における企業の拠点強 化を促進し、東京一極集中に歯 止めをかける必要がある。今 後、法に沿って活用しやすい制 度となるよう求めるとともに、 24 行政区においても、この法 に基づく区としての政策提案 が出来る仕組みをつくること。

(6)水道記念館の存続等について

水道記念館については、現在 休止中で、「プロポーザル事業 者」の募集を2回されたが、結 果は応募無しという状況にあ る。今後の方向性については、 小学校の学習施設として供用 を開始するとされているが、具 体的な再開の時期はいつなの か。また、4年生の社会の学習 では、柴島浄水場の施設見学と 記念館での水道事業の歴史、淀 川水系の自然・環境保護の学習 は共に重要な学習内容となっ ており、今後、早期の再開・供 本市では、地方創生への取組みとして、区も含めた庁内横断体制である「大阪市・まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、「大阪市人口ビジョン」及び「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に取り組んでおり、2015年9月に素案を作成し、10月から11月にかけてパブリックコメントを実施したところです。

現在、パブリックコメントでいただいたご意見の反映などの作業を 行っているところであり、今年度末までに策定してまいります。

国に対しては、地方版総合戦略を推進するための新型交付金の必要 額確保と活用しやすい制度の構築、及び地方における企業の拠点強化 を促進する特例措置の見直しについて、要望を行っており、今後も積 極的に要望してまいります。

【政策企画室 企画部 政策調查担当】

水道記念館については、浄水場見学者(小学生対象)の学習スペースとして、2015年4月に「水・自然・社会」や「安心・安全な水づくり」などをテーマにしたグラフィックパネルを、同年10月に「浄水場の仕組み」や「災害対策」などに関する映像展示物を設置しました。このようなことから、2015年度においては、浄水場見学に来場された一部の小学生にのみ実施していたこの学習スペースの見学を、2016年度からは、浄水場見学の基本ルートに組み入れるなどし、より一層の活用を図ることといたしております。

また、イタセンパラについては、水族館などの専門施設等へ譲渡することを基本方針と

し、これまで譲渡手続等について協議してまいりましたが、現在のところ受入れ先となっていただける専門施設等を確保するには至っておらず、2015年7月までを期限とする保護増殖事業計画を更新しないことといたしました。このように、今後は保護増殖活動を行う予定はございませんが、環境省から、当該計画の更新をせず繁殖を実施しない場合でも現有個体については適切な管理が必要であるとの助言が

用開始を示すとともに、継続的 な運営を行うこと。

さらに、イタセンパラ等の天 然記念物をはじめ、希少な水生 生物の繁殖・飼育は一度やめて しまえば、二度と再生できない ことも考慮し、市として、繁 殖・飼育の継続を行うこと。

(7)ジョギングコース等の整備について

国際観光都市としての付加 価値を高めるため、市民や観光 客が大阪市内で安全かつ手軽 にジョギングを楽しめるコー スを設定し、情報公開するこ と。また、トイレやランニング ステーション(更衣室・シャワ 一設備等)の整備を行うこと。 あったため、現在も適切な管理を継続しております。

その他の希少な水生生物につきましても、メダカを除いて、水族館などの専門施設等へ譲渡することを基本方針としており、譲渡手続等について協議してまいりましたが、現在のところ、受入れ先となっていただける専門施設等を確保するには至っておらず、暫定的に管理しているところです。

【水道局 総務課(広報)】

市民や観光客の方々が安全かつ手軽にジョギングを楽しめるコースについては、鶴見緑地公園や大阪城公園、長居公園などの大規模な都市公園でジョギングコースを設定し、本市のホームページにおいてジョギングコースとして案内しています。これらの公園にはトイレは設置しておりますが、ランニングステーションについては、管理運営上の課題もあり、本市での設置は予定しておりません。

また、公道上にあるジョギングコースとしては『大野川筋ランニングコース』(西淀川区歌島〜姫島)、『中野ランニングコース』(都島区中野町3丁目)、『鶴町ランニングコース』(大正区鶴町2丁目)の3コースがあります。これらのコースについては、コース設定から数十年が経過し、沿道状況も変化しているため、本市のホームページ等で情報を提供しておりませんが、今後状況等の把握も含めて検討していきます。

なお、トイレについては、道路の有効幅員確保が困難なため整備しておらず、ランニングステーションについては、道路法に基づき、設置することができません。

新たなコース設定については、安全に走り続けることができる場所の確保が困難であることから、現在のところ予定はありませんが、今後ジョギングコースへのニーズがさらに高まれば既存のコースを含め検討をしてまいります。

【経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課】

【建設局 道路部 道路課】

【建設局 公園緑化部 調整課公園整備担当】

自治体政策・予算要請 用語集

雇用・労働施策・WLB・経済・産業施策・中小企業施策

*大阪雇用対策会議

大阪府、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪市、堺市、関西経済連合会、大阪商工会議所、連合大阪の8者で構成し、大阪府域における雇用創出・確保と雇用失業情勢の改善を目的に、オール大阪で雇用対策に取り組み、国の緊急雇用対策に盛り込まれた「地域雇用戦略会議」に位置付けている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携し、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない 方々(中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等)を支援 する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、府内7ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*まち・ひと・しごと創生会議

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域が それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう設置された会議。

*生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための根拠法。

*中間的就労

一般的な職業に就く「一般就労」が難しい公的扶助の対象者に、本格的な就労に向けた準備の一環として、「日常生活の自立や社会参加のために働く」ことを指す。中間的就労をすると、公的生活支援の受給を継続しながら、就労体験や軽作業に対して一定の賃金が支払われることとなる。日本では、生活保護費の急増を抑制する方策のひとつとして、生活保護受給者に対する中間的就労の機会の提供などが政策課題として議論されている。

*就労訓練事業(参考)

生活困窮者自立支援法制度の中で、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するもの。自立相談支援機関(生活困窮者自立法に基づき、自治体やその委託業者が運営)のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態(非雇用型)、雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う形態(雇用型)のいずれかで就

労を行い、最終的には一般就労(企業や事業所等で、一般の従業員と同じ働き型をすること)につながることを目標とする。

*女性年齢階級別労働力率: M 字カーブ

女性労働者の働き方をグラフに表すと、30歳代が就業していないためM字型曲線を描く。

*男女いきいき・元気宣言

「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともにいきいきと働くことができる取り組みを進める事業者を、大阪府が「男女いきいき・元気宣言」事業者として応援している。

*くるみん・プラチナくるみん

企業が行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、労働局へ申請することによって、次世代に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができ(くるみんマークの認定)、認定された企業には、税制優遇制度がある。またくるみん認定基準に加えて、男性労働者で育児休業を取得した割合が一定以上となるなど、複数項目の基準を満たした場合、「プラチナくるみん」の認定を受けることができる。

*父子手帳

地方自治体が発行・配布している父親向けの育児啓発冊子。妊娠から出産までの母体の変化や、その時々の妻への接し方、父親の子育てへの関わり方、育児の基礎知識など、子育てに必要な知識が幅広く掲載されている。母子保健法に定められ、すべての自治体が配布している母子手帳とは異なり、父子手帳は配布していない自治体や、独自に企画・制作する自治体もある。大阪府内の自治体では、未作成。

*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素(技術力)」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用などの視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009年9月に千葉県野田市で初めて制定され、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市としては神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県としては奈良県で初めて制定された。

*MOBIO

大阪府がクリエイション・コア東大阪に開設した、府内全域の中小ものづくり企業のための「ものづくりの総合支援拠点」

*下請かけこみ寺

下請取引の適正化を推進することを目的とし、国(中小企業庁)が全国 48 カ所に設置した無料相談窓口のこと。相談対応のほか、弁護士による紛争解決、講習会事業も行う。

*下請二法

下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の二法のこと。

下請代金支払遅延等防止法とは、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。

また下請中小企業振興法とは、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講じ、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

*下請ガイドライン

下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインのこと。

*BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。行政では、「業務継続計画」とされている。

*大阪観光局

オール大阪で観光振興を担う観光プロ組織として、2013 年度より設立。民間の経験豊かな観光のプロによるトップマネジメントのもと、民間の視点で事業を行う。

福祉・医療・子育て支援、教育・人権・行財政改革施策

*不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合を不育症という。また、1人目を正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合がある。

*健康日本21(21世紀における国民健康づくり運動)

健康寿命の延伸等を実現するために、2010 年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取り組みを促そうとするもの。二次は、2013 年度から 2022 年度までを推進する。

*健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を普通に遅れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、介護など人の手助けが必要となる可能性が高い期間の差となる。

*地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

*地域医療構想

地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、地域の医療需要の将来推計等を活用して、二次医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や、めざすべき医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。

<二次医療圈>

圏域名	区域
豊能	池田市、箕面市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町
三島	摂津市、茨木市、高槻市、島本町
北河内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市
中河内	東大阪市、八尾市、柏原市
南河内	松原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、
	河南町、太子町、千早赤阪村
堺 市	堺市
泉州	和泉市、泉大津市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、
	阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
大阪市	大阪市

*介護職員処遇改善加算

2012年度介護報酬改定により、介護職員の処遇改善の取り組みとして、2011年度まで実施していた「介護職員処遇改善交付金」の相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、「介護職員処遇改善加算」が創設された。

*身元不明迷い人台帳

大阪府内をはじめ全国の自治体で身元不明のまま保護されている方について、自治体からの届け出に基づき警察において整備され、行方不明者を探している家族等が当該台帳を閲覧することにより、迷い人の身元判明に資するもの。

*障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月 に制定された。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共 団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定める。

*合理的配慮

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、

社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

*子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組み。地域の実情に応じた学校教育・保育の整備を行うとともに、放課後児童クラブや地域子育て支援の実施体制を整え、公費による支援を実施。2015年4月からスタート。

*所得連動返還型無利子奨学金制度

家計状況の厳しい世帯の学生・生徒を対象として、無利子奨学金(第一種奨学金)の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予することで、将来の返還の不安を軽減し、安心して修学できるようにすることを目的とした制度。

*公職選挙法

2015年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立。(2016年6月19日施行)選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上となった。

*人権侵害救済法

現在成立に向けて検討が進められている法案のひとつ。人権擁護法案の対案として民主党・部落解放同盟が出している法案。

*大阪戦略調整会議

大阪府、大阪市、堺市と政策的に協調し、政策の一体性を確保するため設置。大阪府、大阪市、堺市が統一した戦略を構築し、多様な行政課題に効率的に対処する。

*個人番号(マイナンバー)

住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定する。原則として、一度指定されたマイナンバーは生涯変わらない。

国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り(情報連携)することができるようになる。

*法人番号制度

13 桁の法人番号が割り当てられ、2016 年 1 月から順次、社会保障・税分野の申告書及び法定調書などを提出する際に、これらの書類に法人番号の記載が求められる。法人番号は利用範囲の規定がなく、民間企業の幅広い分野で活用が期待できる。また、法人番号は「商号」または「名称と本店」、もしくは主たる事業所の所在地の情報とともに、国税庁の法人番号公表サイトで公表される。法人番号が指定されるのは、国の機関および地方自治体、そして会社法その他の法令の規定により登記所の登記簿に記録された法人が基本。これ以外に税務上、給与支払事務所等の開設届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書、消費税課税事業者届出書を提出する団体にも指定される。

環境・食料施策、社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策

*循環型社会形成推進基本法

2000年5月に成立、同年6月2日に公布された法律で、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築をめざすことを目的とし、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めたもの。事

業者や国民の「排出者責任」や「拡大生産者責任」の原則を確立していることや、処理の優先順位([1] 発生抑制[2] 再使用[3] 再生利用[4] 熱回収[5] 適正処分) を法制化した。

*フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲りうけ、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

*食品リサイクル製品-認証・普及制度

食品循環資源(食品廃棄物等のうち有効利用されるもの)から作られた肥料を第三者認証機関が認証し、その肥料で育てた農産物と、その農産物を使用して製造された加工食品に識別マークを与える制度。 財団法人日本土壌協会が運営主体で、2009年度から本格的に運用開始している。

*水循環基本法

国内の水資源の保全を図ることを目的として 2014 年 3 月 27 日に成立した法律。これまで 7 つの省が河川や上下水道、農業用水などを管理してきたが、内閣に「水循環政策本部」が設置され、一元的に管理、規制する体制になる。これまで法律で規制されてこなかった地下水も国や自治体の管理対象に含められている。

*水循環基本計画

「水循環基本法」の成立に伴い、同法第13条に基づいて策定される水循環に関する基本的な計画で、2015年7月10日に閣議決定された。流域ごとに自治体や国、有識者などが参加する「流域水循環協議会」を設置することが柱となっている。協議会で水循環に関する情報を共有し、流域水循環計画を策定する。2015年度から5年間の計画で、地下水を適切に利用できるような管理体制も整える。

*食品表示法

消費者基本法の基本理念を踏まえ、食品の賞味期限や保存方法、栄養成分などの表示義務付けの目的を統一・拡大するため、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合し、包括的かつ一元的な制度を創設するために制定されたもの。2015 年 4 月 1 日から施行。

*大阪産(もん)6次産業化サポートセンター

大阪府が 2015 年 4 月 28 日に「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」内に開設した、6 次産業化に取り組む農林漁業者等の総合的な支援を行うサポートセンター。6 次産業化に関する相談を受け、必要に応じて中小企業診断士やデザイナーなどの専門家を派遣したり、研修会や異業種事業者等との交流会の開催、関係者のネットワーク構築などを行う。

*6次産業化

農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語で、経営の多角化を指す。第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になること、各産業の単なる寄せ集め(足し算)ではなく、有機的・総合的結合を図る掛け算(1×2×3=6)であるとも言われている。

*空き家等対策の推進に関する特別措置法

適切な管理が行われていない空き家などが、防災・衛生・景観などの面から地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、生活環境の保全や空き家等の活用を図る対応が必要とされてきたことから、2014年11月に成立・公布、2015年5月に全面施行された法律。地域住民の生活に影響を及ぼす「特定空家等」とされた空き家に対して、市町村長は所有者などに適切な対策を行うよう求めることができ、その対策が適切に行われない場合は行政代執行法に基づいた適切な措置を講じることもできる。措置に際して発生した費用は、所有者に対して請求できる。

*空き家バンク

主に自治体が定住を促進するために、移住希望者と空き家の売却(または貸出)希望者をマッチングする制度(システム)。

*交通政策基本法

交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保および向上、交通による環境への負荷の低減、 交通の適切な役割分担および有機的かつ効率的な連携、連携による施策の推進、交通の安全の確保など、 交通に関する基本理念を定めた法律。2013 年 12 月 4 日施行。

*新・大阪府地震防災アクションプログラム

大阪府都市整備部が 1998 年に策定した地震防災アクションプログラムは、2009 年に一度見直しが行われ、その後、2015 年 3 月に再度の見直しが行われ、2015 年度から 10 年間の計画として改定されているのがこのプログラム。「百数十年に一度の地震により津波で浸水」することを防ぐこと、広域緊急交通路の各日な通行の確保、避難、物資輸送のための道路、航路等の啓開体制の充実・強化などを主な目標として掲げた防災の取り組みをまとめたもの。

*大阪府都市基盤施設長寿命化計画

都市基盤施設の老朽化に効率的・効果的に対応するために 2015 年 3 月に策定されたもの。道路、河川、港湾、公園、下水道などの「効率的・効果的な維持管理の推進」や「持続可能な維持管理の仕組みの構築」に向け、今後 10 年を見通した「基本方針」と分野・施設ごとの対応方針を定めた「行動計画」で構成されている。

*避難行動要支援者

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

*大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画

東日本大震災を教訓として、2012年3月に改定された「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特別防災区域に立地する各事業者が作成する「津波避難計画」の基本指針として全面改正されたもの。津波想定の改正に伴う浸水地区の拡大や避難方法の原則、情報伝達方法の充実などについて記載されている。